

志木市の自然を守り、 再生するための10の計画

志木市自然保全再生計画



2002年3月

志木市

目 次

頁

はじめに

現況と課題

- 志木市の緑の変遷
- 自然再生条例と各計画との関係
- 市、事業者、市民の責務

1

2

第1章 自然豊かな「川のまち志木」をふる里とする子ども達のために

3

1-1 志木市の自然を守り、再生するための10の計画を作りました。

4

1-2 私たちが守り再生しようとしている自然とは？

5

- 志木の中で特に豊かな生態系が残されている主な場所
- 再生してより豊かな生態系のバランスを取りもどしたい場所
- 植生の自然度区分

植生自然度

自然度と多様度、現存量での評価（例）

8

自然度と多様度を基準とした環境の評価イメージ

自然度と現存量とを基準とした環境の評価イメージ

現存量と多様度とを基準とした環境の評価イメージ

9

1-3 もしも、志木市内の自然がなくなったらどうなる？

10

- 街のみどりがなくなったら？
- 市内の緑の変遷（緑被面積）
- 市内の川の変遷
- 保全、再生、創出、保護について説明しよう

11

第2章 志木市の自然を守り再生するための10の計画

12

計画1 今ある自然を守ります

13

計画2 なくした自然を再生します

14

- 新たに緑地などを作った例を少し考えてみよう
- 再生の具体例
- 志木から発信しよう

15

17

計画3 次の世代につなげる自然を登録します

18

1 郷土の歴史的な自然

2 志木市のコアとなる自然

自然の登録をしたい場所の推薦候補地

	頁
計画4 自然保全再生ネットワークをつくります	19
■ 自然保全再生協議会の概念図	20
■ 市民、事業者、行政のパートナーシップ	20
計画5 事業の検証、評価を行います	20
■ 公共事業の手続きと自然保全再生協議会の役割	20
計画6 自然保全再生基金をつくります	21
■ 自然保全再生基金のしくみ	21
■ 自然保全再生基金のしくみイメージ図	22
計画7 一人からみんなへ・親から子へ伝えます	23
■ 環境教育の大切さ	23
■ 具体例	23
計画8 積極的に取り組まれる市民の皆さんを表彰します	24
■ 出前表彰	24
計画9 できることから、すぐに始めます	25
■ 公共事業から積極的にトライします	25
■ 個人にできること	25
計画10 現在そして未来の志木の理想のイメージを市民みんなで共有します	26
■ 自然の良い点	26
第3章 資料	27
■ なぜなぜ豆知識	28
■ 志木市の植物、生物編	30
■ 志木市自然再生条例	30
■ 志木市自然再生条例運営実施要領	31
■ 志木市自然保全再生計画及び市民の検証方法策定委員会設置要綱	32
■ 志木市様々な緑化の取り組み	33
■ 用語解説集	34
■ 参考資料（写真等の資料提供を含む）	37

はじめに

(上図) 豊富な緑の市木志

志木市志の緑の豊富さ

1.1 緑豊かな市木の特徴

面積

■ 現況と課題

緑豊かな市木の特徴

志木市という9.06km²の小さな自治体に住んでいる私達。

かつては舟運で栄えた商業の街も、時代の波と共に、他の都市と同様に、「便利さ」と「豊かさ」を追い求める都市化の道を歩んできました。

今、私達は20世紀に残してきた様々な環境問題を21世紀に持ち越して解決していくかなければならない大切な責務があります。

特に、長い年月をかけて志木の風土に育まれた身近な自然も住宅開発や人口増加に伴う商業施設の進出など生活環境の改善と引き換えに、河川沿いに残るわずかな斜面林、慶應義塾志木高等学校敷地内の平地林などを除いて、この50年間で市内の緑（緑被面積）は半減してしまったという事実を深刻に受け止める必要があります。（図1）

私達は、残された自然を守ること、更には失われた自然を再生していく将来世代に身近な自然を残していく責務を有しています。

私達は、このことを深く認識し、将来にわたって全ての人と自然が共生し、志木に暮らす喜びを感じながら、健康で安全な生活を営むことのできる環境の創造を目指していくために、平成13年10月1日に全国に先駆けてミティゲーション手法を取り入れた「志木市自然再生条例」を施行しました。

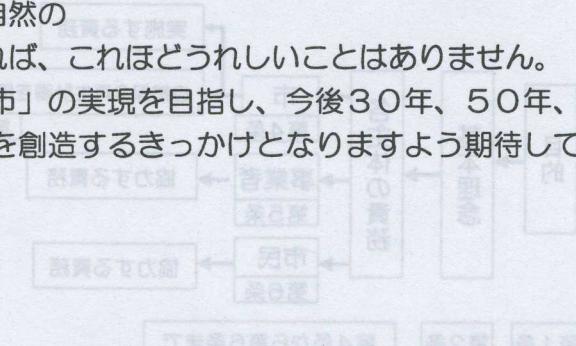
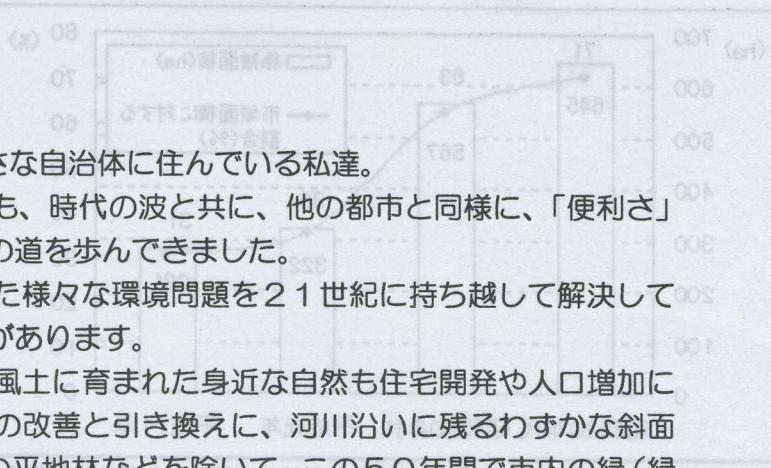
これからご覧いただく自然保全再生計画は、市民を含む13名の志木市自然保全再生計画及び市民の検証方法策定委員が、約5ヶ月間という限られた期間にお互いに協働して知恵を出し合い、既存資料をはじめ、委員各位の貴重な活動経験をもとに作り上げた計画書で「志木市の自然を守り、再生するための10の計画」として、皆様にご提案いたします。

これをご覧になった市民の皆様が、身近な自然の大切さをご理解いただき、失われた自然の再生に少しでもお役に立てることができれば、これほどうれしいことはありません。

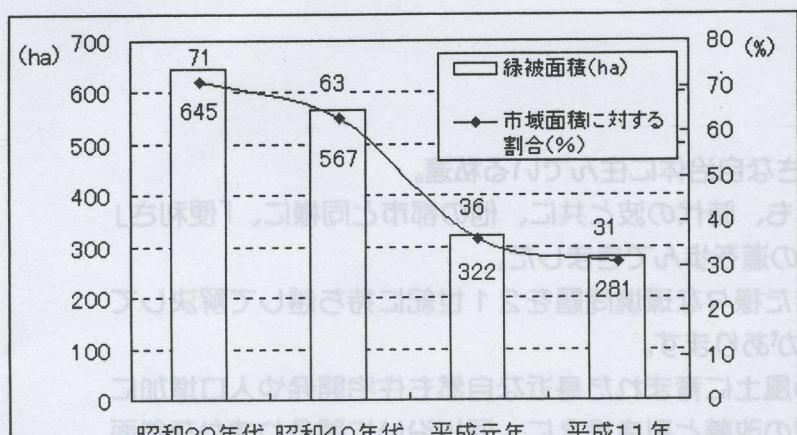
皆様とともに「市民が創る市民の志木市」の実現を目指し、今後30年、50年、そして、100年先の将来に向けた環境を創造するきっかけとなりますよう期待してやみません。

平成14年3月

志木市



■ 志木市の緑の変遷（図1）



緑被面積とは：航空写真や図面上確認された植物で覆われた部分の面積をいう。

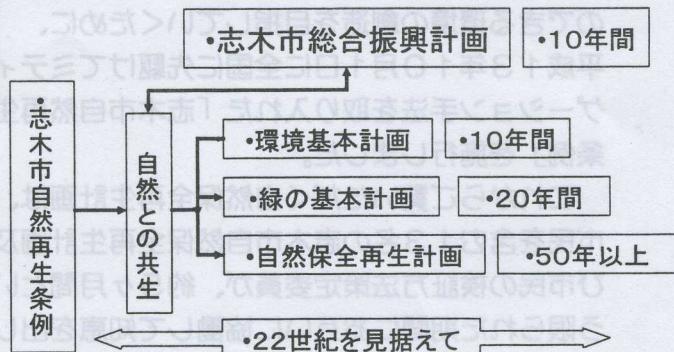
左の図のように志木市の面積は 906ha ありますが、昭和 20 年代と平成 11 年を比べると開発に伴って緑（緑被面積）が約半分に減っていることがわかりじゃろ？



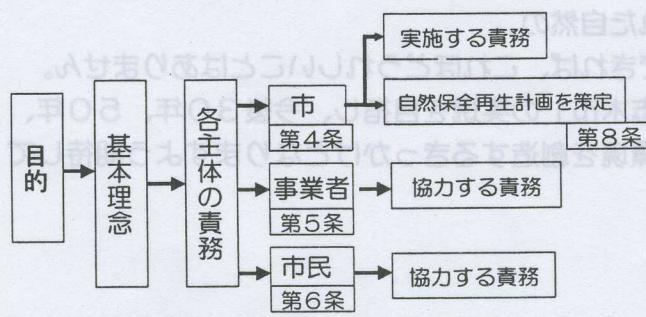
データ：みどりの基本計画から

■ 自然再生条例と各計画との関係

このように、気がついても自然再生には長い年月が必要じや。だから、今から 22 世紀を見据えた計画として策定するのじや！



■ 市、事業者、市民の責務



第1条 第2条 第4条から第6条まで

市は実施する責務があり、事業者、市民にも協力する責務を規定しています。

では、これから説明しましょう。

